

## 2 (2) 潮来市国民健康保険税条例の一部改正について

## 1 改正理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行及び茨城県国民健康健康保険運営方針に基づき賦課方式の変更を行うため。

## 2 改正内容（※主なもの）

- ・賦課方式変更に伴い、国民健康保険税率等の変更等（※1）を行うもの。
- ・未就学児がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額（※2）（5割軽減）するもの。
- ・就学児以上高校生世代以下がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減免（※3）（5割減免）するもの。
- ・課税限度額に係る規定を改正（※4）するもの。

※1について

## (医療分)

- ・所得割率

現行：100分の6.6 → 改正後：100分の5.7

- ・均等割額

現行：23,000円 → 改正後：32,000円

- ・平等割額

現行：25,000円 → 改正後：廃止

## (後期高齢者支援金分)

- ・所得割率

現行：100分の2.2 → 改正後：100分の2.8

- ・均等割額

現行：7,000円 → 改正後：16,000円

- ・平等割額

現行：8,000円 → 改正後：廃止

## (介護分)

- ・所得割率

現行：100分の1.7 → 改正後：100分の2.0

- ・均等割額

現行：15,000円 → 改正無し

※2について

未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減する。

(未就学児)

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

※3について

就学児以上高校生世代以下に係る被保険者均等割額を5割減免する。

(就学児以上高校生世代以下)

18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

(※未就学児を除く。)

※4について

(医療分)

・課税限度額

現行：63万円 → 改正後：地方税法施行令第56条の88  
の2第1項に規定する額

(後期高齢者支援金分)

・課税限度額

現行：19万円 → 改正後：地方税法施行令第56条の88  
の2第2項に規定する額

(介護分)

・課税限度額

現行：17万円 → 改正後：地方税法施行令第56条の88  
の2第3項に規定する額

3 施行期日

令和4年4月1日

[参考] 就学児以上高校生世代以下に係る被保険者均等割額減免について

当該減免に係る取り扱いについては、「潮来市国民健康保険税減免取扱要綱  
(平成30年告示第64号)」の一部改正により規定する予定(施行期日：令  
和4年4月1日)